

※ 「法第6条の3第11項の業務を目的とする施設」は、ベビーシッター事業者のことを指しています。

改正後	改正前
<p>(別添) 認可外保育施設指導監督基準</p> <p>(注) の枠外が指導監督基準であり、 の枠内がその考え方である。</p> <p>第1 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>1 (略)</p> <p>2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設</p> <p>(1) 保育することができる乳幼児の数</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>保育に従事する者</u></p> <p>イ <u>法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する者のうち、一人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であること。</u></p> <p>ロ <u>法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であること。</u></p>	<p>(別添) 認可外保育施設指導監督基準</p> <p>(注) の枠外が指導監督基準であり、 の枠内がその考え方である。</p> <p>第1 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>1 (略)</p> <p>2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設</p> <p>(1) 保育することができる乳幼児の数</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>保育に従事する者は、保育士、看護師又は家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）が配置されることが望ましい。なお、法第6条の3第11項の業務を目的とする施設にあつては、上記にかかわらず、保育士又は看護師の資格を有する者の配置が望ましい。</u></p>

○ 上記の基準にかかわらず、保育に従事する者は、法第6条3第9項の業務を目的とする施設にあっては、保育士、看護師又は家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。）が、法第6条の3第11項の業務を目的とする施設にあっては、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されることが望ましい。

○ 「都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）」とは、居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）で受講を求めている基礎研修の内容（20時間程度の講義と1日以上の演習）を基本とする。具体的には、居宅訪問型保育事業に係る基礎研修や子育て支援員研修（地域保育コース）に加え、その他民間事業者等が実施する居宅訪問型保育研修など、都道府県知事がこれと同等以上のものと認める研修のことをいう。

3 （略）

第2～第9 （略）

3 （略）

第2～第9 （略）